

豊島区利子補給のご案内＜新創業融資制度＞

豊島区では、豊島区内で創業するお客様が、「㈱日本政策金融公庫国民生活事業の“新創業融資制度”」を利用した場合、お客様が支払った利子の一部を補助します。対象のお客様は、本紙のとおり手続きをお願いします。

1 対象者(以下のすべてに該当することが必要です)

- (1) 融資実行時から引き続き区内中小企業者(※)であること
- (2) 新創業の融資を受け、現に公庫に利子の支払いを行っていること
- (3) 法人住民税・事業税および個人住民税・事業税を滞納していないこと
- (4) 金融機関に取引停止処分を受けていないこと
- (5) 約定どおり融資の返済を行っていること

※区内中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であり、個人事業主の場合は区内に主たる事業所があるもの。法人の場合は区内に本店登記地と主たる事業所があるもの。

2 申請に必要な書類・手続の流れ

別紙「日本政策金融公庫融資への利子補給の流れ」参照

3 申請期間

令和4年(2022年)12月1日(木)～令和4年(2022年)12月28日(水)

4 利子補給の利率・期間

利子補給の対象となるのは、融資実行日から最終返済日までに支払った利子のうち令和4年(2022年)中に支払ったもので、「お支払い額明細書」のとおり支払われた利子の範囲内です。

利子補給 対象	A 期間	最終返済日まで(ただし、用途が運転の場合は最長60か月(5年)。設備の場合は最長84か月(7年)まで。)
	B 融資限度額	1,000万円
	C 上限利率	1.2%

※令和2年(2020年)より上限利率が1.2%に改定されました。

【期間】一部繰上げ返済を行い、返済期間が上表Aより短縮された場合は、最終返済日まで利子を補給する。

【利子補給額計算式(1円未満切捨)】1～12月に支払った利子額×(融資実行額<上表Bを超える場合はBの額とする>÷融資実行額)×(上表C÷公庫の融資利率)

公庫の融資利率がCを下回る場合は下線部の計算は不要

5 利子補給の終期 (以下に該当する場合は利子補給を停止します。)

- (1) 区内中小企業者ではなくなった場合
- (2) 繰上完済した場合
- (3) 廃業した場合
- (4) 申請内容に虚偽があった場合

6 注意事項

※ 本制度はお客様の申請に基づいて「1年間に支払った利子の補給」を行うものです。利子補給を継続して受けられる場合は、毎年、申請手続きを行ってください。申請がない年は補給が受けられませんので、ご注意ください。

※利子補給対象資金を複数ご利用されている場合は、実行された融資ごとに申請が必要です。

(日本政策金融公庫のお支払い明細書の取引番号ごとに申請が必要です。)

※ 申請期間を過ぎた申請はお受けいたしかねます。申請期間にご注意ください。

事務局:としまビジネスサポートセンター(としまビジサポ)

住所:〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 7F

Tel:03-5992-7022 / fax:03-5992-7023